

# 福島県教育委員会平成27年12月定例会会議抄録

1 日 時	平成 27 年 12 月 16 日 (水) 午後 1 時 30 分
2 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 9 階)
3 出 席 委 員	高橋委員長、1 番 浅川委員、2 番 小野委員、3 番 佐藤委員、4 番 蜂須賀委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 1 時 30 分、委員長から 12 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名	委員長から、浅川委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教 育 長 提 案 理 由 説 明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。 教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要) 議案第 1 号は、福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正しようとするもの。 議案第 2 号は、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするもの。 議案第 3 号は、市町村公立学校教頭の人事異動について決定し、発令しようとするもの。 議案第 4 号から議案第 8 号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。 報告第 1 号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。
(6) 会 議 の 非 公 開	ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第 3 号以降の議案等について、非公開として

(7) 議 案 審 議  
議 案 第 1 号

審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員 長：特定個人情報は従来の個人情報よりセンシティブなものであるにもかかわらず、開示請求等ができる者の範囲が本人の委任による代理人に拡大されているが、これはどのように整理されているのか。範囲が狭くなるのであれば理解できるが。それから、そもそも改正前の個人情報保護条例においても、代理人に対して開示されていたのではないか。

教育総務課長：マイナンバーは税や社会保障の分野において利用されるため、税理士や社会保険労務士等の有資格者が、本人からの委任によりマイナンバーに関する事務を遂行することが見込まれる。これまでの個人情報保護条例では、本人の委任による代理人からの開示請求等は認められていなかったが、国民の負担軽減を図るというマイナンバー法の趣旨に則り、特定個人情報に関しては、税理士等の本人の委任による代理人にも開示請求等を認めるよう、条例が改正されたものである。その一方で、併せて、特定個人情報については、より厳格な保護措置を取るよう別途定めているので、開示請求等ができる者の範囲を拡大することについては御理解いただきたい。

委員 長：有資格者に限定するような条文にもなっていないし、何だかおかしい気がする。

<p>議案第 2 号</p> <p>(8) 前回会議録の承認</p> <p>(9) 議案審議</p> <p>議案第 3 号</p> <p>議案第 4 号</p> <p>議案第 5 号</p> <p>議案第 6 号</p> <p>議案第 7 号</p>	<p>教育総務課長：まだ政令や省令でしっかり定められていない状況だと思うが、今後、国の方でしっかり定めていくものと考えている。</p> <p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第 2 号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成 27 年 11 月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>市町村公立学校教頭の人事について（議案第 3 号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 4 号）、義務教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より窃盗に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 5 号）、義務教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 6 号）、高校教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 7 号）、高校教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案</p>
---	---

<p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 8 号</p>	<p>のとおり可決した。</p> <p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時8分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、義務教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より指定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長より説明があり、了承した。</p>
<p>(12) 委 員 長 選 挙</p>	<p>ここで、委員長より、次期委員長選挙を行う旨の発言があり、選挙の方法について諮ったところ、指名推選との発言があり、全員異議なく、選挙の方法は指名推選とすることに決定した。</p> <p>次に、委員長が次期委員長について諮ったところ、次期委員長に蜂須賀委員を指名する旨の発言があったことから、これについて諮ったところ、全員異議なく、蜂須賀委員を次期委員長とすることに決定した。</p> <p>ここで、次期委員長に選任された蜂須賀委員から就任のあいさつがあった。</p>
<p>(13) 委員長職務代理者の指定</p>	<p>続いて、委員長より次期委員長職務代理者の指定を行う旨の発言があり、指定の方法について諮ったところ、委員長指名との発言があり、全員異議なく、指定の方法は委員長指名とすることに決定した。</p> <p>委員長から佐藤委員が指名され、次期委員長職務代理者に指定された。</p>
<p>(14) 議 席 の 指 定</p>	<p>続いて、委員長より次回の会議の議席の指定を行う旨の発言があり、指定の方法をくじ引き</p>

<p>(15) 次 回 の 日 程</p> <p>(16) 閉 会</p>	<p>とする旨諮ったところ、全員異議なく、指定の方法はくじ引きとすることに決定した。</p> <p>次期委員長及び教育長以外の委員がくじを引き、次のとおり決定した。</p> <p>1 番 高橋金一 委員</p> <p>2 番 小野栄重 委員</p> <p>3 番 佐藤有史 委員</p> <p>4 番 浅川なおみ 委員</p> <p>平成28年1月15日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後3時21分閉会となった。</p>
---------------------------------------	---